

「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」および関連出版物 転載許諾申請

「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」および関連出版物の転載許諾申請を行う場合は、必ず本PDFをお読みになったうえでご申請をお願いします。

1. 申請手順

(1) 以下の2点をメールにてご送付ください。

- ① 「転載利用許諾申請書」PDF
- ② 転載先の掲載記事原稿（校正刷りなど）

送付先：permission@jpnsh.jp / 高血圧治療ガイドライン（関連出版物名）転載許諾係

(2) 審査（2～3週間前後）後、許諾料を記載した許諾書をメールにてお送りいたします。

（許諾できない場合には事前にご連絡いたします）

* 別途請求書が必要な場合には、その旨申請書にご記入ください。

(3) 審査の結果、有償での許諾となった場合は支払期限までに許諾料を速やかにお支払いください。

2. 申請時のご注意

(1) 転載箇所は正確にご記載ください。（頁数、図表番号など）

記載があいまいですと確認に時間を要し、返答が遅れる原因となりますので、ご注意ください。

(2) 図表などを改変して転載する場合は、どのように変更するのか具体的にお知らせください。また出典記載の際に、「……より改変」などのことわりを加えてください。

<改変に該当する例>

- ・転載元の表を、図やグラフ等へ書き換える
- ・転載元の図表から一部を削除、あるいは追加する
- ・転載元の図表の文言を変える など

(3) 出典文献の表示 (基本形です。変更の場合は申請書に記載のご相談ください)

日本高血圧学会高血圧管理・治療ガイドライン委員会編：「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」ライフサイエンス出版、該当ページ、使用図表番号、より転載 (改変、作図)

例) 日本高血圧学会高血圧管理・治療ガイドライン委員会編：「高血圧管理・治療ガイドライン2025」ライフサイエンス出版、p-〇〇、〇〇より改変

※ 「高血圧の話」の場合：「高血圧管理・治療ガイドライン2025わかりやすい解説冊子『高血圧の話』」ライフサイエンス出版、p-〇〇、〇〇より転載 (改変、作図) でOKです。

(4) 複数の媒体に使用される場合には、それぞれの申請書が必要になります。

<例>

- ・書籍とその電子版を制作する
- ・講演用にスライドを制作し、それをホームページ上で配信する など

3. 転載許諾料について

「高血圧治療ガイドライン2025からの図表等の転載は、基本的には有償となります。ただし当学会が非営利目的と判断した場合には無償となります。

(1) 転載許諾料の料金表 (図表 1 点あたりの料金になります)

		料金
紙・電子媒体・その他の媒体 (出版物、パンフレット、 CD-ROM、DVD、 アメニティーグッズなど)	5,000 部以下	60,000 円 + 消費税
	5,001~10,000 部	85,000 円 + 消費税
	10,001~20,000 部	110,000 円 + 消費税
	20,001~30,000 部	200,000 円 + 消費税
	30,001 部以上	300,000 円 + 消費税
上映・公開・配信	①スライド・動画	100,000 円 + 消費税
	②Web 掲載	200,000 円 + 消費税
	③アプリケーション・ソフトウェア (同一タイトル、無期限)	500,000 円 + 消費税

※ 1 年ごとの包括契約をご希望の場合や使用する図表数が多い時はご相談ください

(2) 使用する図表の数え方について(高血圧管理治療・ガイドライン 2025 における特例)

CQ の推奨文や主要な図表	対応
CQ1～CQ19 (クリニカルクエスチョン) の推奨文	CQ の使用が、5 個までは 1 点扱い、 6～10 個は 2 点、 11～19 個は 3 点扱いとする
Q1～Q11(クエスチョン)の枠で囲ったまとめ	Q が 4 個までは 1 点扱いとする Q が 5～11 個までは 2 点扱いとする
各章の POINT	各 POINT ごとに 5 個までの使用は 0.5 点扱い、 6～10 個使用は 1 点扱い、 11 個以上の使用は 2 点扱いとする
表 6-2 診察室血圧に基づいた脳心血管病リスク層別化	セットで 1 点とする
図 6-1 初診時の血圧レベル別の高血圧管理計画	片方でも 1 点扱いとする (なるべくセットで使用する)
上記以外の図表	原則としてそれぞれ 1 点とする

(3) 無償の基準 (正式には申請書にて判断いたしますので、申請書類一式のご提出をお願いいたします)

・論文 (総説を含む) など学術目的に使用する場合は無償です。

・企業主催・共催の講演会や web 講演会などであっても、スライド等の資料に広告・宣伝、企業名がなく、講師が講演の一部で使用する場合は基本的には無償となることもあります。ただし、その資料を動画や講演ダイジェストを企業のホームページにアップしたり、第三者へ配信、配布する場合は有償となります。

・企業が配布する読み物やパンフレットなどであっても、その中に製品の宣伝に相当する写真や図表、企業名が入らない場合、もしくは企業・製品の広告に関する記事と、学術的な記事が明確に分かれている場合には無償となることもあります。

申請に関するお問い合わせ

お問い合わせは、下記あてメールにてお願いいたします。

permission@jpnsh.jp/

特定非営利活動法人 日本高血圧学会事務局 転載許諾係